平成２７年（フ）第４６４号
岡山市中区関295番地５ＮＥＷフレンディＳＥＫＩ103、旧住所岡山市中区西川原352番地３グレース・モンテローザ105
債務者　田端謙志郎
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１８号
岡山市北区今８丁目２番27号ＲＭハイツ105号室、旧住所岡山市北区野田３丁目１番30号ウエストヒルズ野田Ｃ棟106
債務者　山田　明男
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３７号
岡山市中区原尾島３丁目７番７号エスポワール22　401号、旧住所岡山市北区玉柏1298番地ハイドリーム201号室
債務者　泉　　英樹
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２号
熊本県上天草市松島町今泉489番地
債務者　久具みゆき（旧姓中浦）
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月11日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第３１５６号
東京都葛飾区青戸３丁目３－４―505
債務者　上村　康江（旧姓板橋）
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２３０号
東京都葛飾区青戸２丁目14―６―101
債務者　横山久美子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９８号
北海道旭川市東旭川町東桜岡97番地
債務者　山口　令子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５１２号
横浜市都筑区大棚町424番地４　２Ｆ
債務者　神本　咲子（旧姓朝倉）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３７号
横浜市南区永田みなみ台１番１―324号
債務者　大窪　高志
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７７９号
横浜市金沢区六浦４丁目14番13号　サンハイツ六浦１Ｄ
債務者　吉田　順一
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８４１号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート５棟501号
債務者　赤津　明広
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６９号
神奈川県藤沢市長後897番地の９　ハイツヤドナカ102
債務者　鈴木　孝之
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８８６号
横浜市磯子区杉田３丁目23番４号　ピュアスプリング杉田202号
債務者　人見　栄治
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１６号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3876番地　ｕｍｉｅ　203、住民票上の住所静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3876番地　セジュール千鳥園　203
債務者　片桐早千江
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
静岡県浜松市浜北区於呂3094番地の30
債務者　森下　米子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係